

人事行政の運営等の状況について（令和2年度）

地方公務員法第58条の2および成田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、市の人事行政の運営等の状況について、次の通り公表します。

1. 職員の任免および職員数の状況

① 令和2年度採用者数の状況

職種名	職員数（人）
一般行政職	34
技術職	5
専門職	10
消防職	8
合計	57

（注）人事交流などにより採用した職員を除く。

② 令和元年度中の退職者数の状況

職種名	退職事由別職員数（人）		
	定年	勸奨など	計
一般行政職	14	17	31
技術職	3	1	4
専門職	0	10	10
消防職	5	2	7
技能労務職	2	0	2
合計	24	30	54

（注）人事交流などにより退職した職員を除く。

③ 一般行政職員の級別職員数の状況

（令和2年4月1日現在，単位：職員数＝人，構成比＝％）

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	計
基準となる職務	部長	課長	課長補佐	係長	主査	副主査	主任主事	主事	
職員数	19	53	58	112	132	125	128	79	706
構成比	2.7	7.5	8.2	15.9	18.7	17.7	18.1	11.2	100

（注）職員数は成田市の給与条例に基づく給料表の級区分によるものであり、基準となる職務はそれぞれの級に該当する代表的な職名です。

④ 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年度4月1日現在，単位＝人）

区分 部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	令和元年度	令和2年度		
一般行政 (内福祉部門)	818 (376)	830 (380)	12 (4)	○子ども家庭総合支援拠点設置によるケースワーカー増員 ○待機児童対策に伴う保育士の増員
教育	141	140	▲1	○職員退職不補充
消防	245	246	1	○育児休業の代替に係る職員の採用
公営企業等	90	89	▲1	○職員退職不補充
合計	1,294	1,305	11	

⑤ 派遣職員の状況

(各年度4月1日現在, 単位=人)

派遣先団体	令和元年度	令和2年度
福島県南相馬市	1	1
福島県双葉郡浪江町	2	1
印旛郡市広域市町村圏事務組合	1	1
公益法人など	7	7

2. 人事評価の状況

地方公務員法では、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる能力評価と業績を把握した上で行われる業績評価の両面からなる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされております。

本市においては能力評価と業績評価を柱とした人事評価制度を平成23年度から導入・運用しており、令和元年度の人事評価の実施状況は、次のとおりです。

実施期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
対象者	全職員（非常勤職員等を除く。）
対象者数	1,296人

3. 職員の給与の状況

① 人件費の状況（令和元年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (R2.3.31現在)	歳出額A	人件費B	人件費率(B/A)	平成30年度人件費率
133,161人	60,315,168千円	11,176,799千円	18.53%	18.25%

(注) 人件費とは、議員・各種委員・職員などに対し、勤労の対価・報酬として支払われる一切の経費をいいます。

② 給与費の状況（令和2年度普通会計当初予算）

職員数 A	給与費				1人当たりの 給与額 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
1,233人	4,474,486千円	1,467,341千円	1,971,690千円	7,913,517千円	6,418千円

(注) 職員数は、普通会計における一般行政職員・技能労務職員などの総数であり、職員手当とは扶養手当・通勤手当・住居手当などの各種手当（期末手当・勤勉手当・退職手当を除く）をいいます。

③ 平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区分	一般行政職員			技能労務職員		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
成田市	301,838円	427,682円	38.9歳	264,775円	321,532円	54.0歳
千葉県	308,010円	410,794円	40.8歳	309,007円	366,264円	53.7歳

(注) 給与月額とは、月々支給される給料および職員手当（期末手当・勤勉手当・退職手当を除くすべての手当）の合計額をいいます。

- ④ 初任給の状況（令和2年4月1日現在）
 学校卒業後すぐに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

区 分		成田市	千葉県
一般行政職員	上級（大学卒）	188,700円	188,700円
	初級（高校卒）	154,900円	154,900円

- ⑤ 学歴別、経験年数別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職員	大学卒	257,056円	306,635円	368,055円
	高校卒	223,200円	275,200円	295,075円
技能労務職員	高校卒	221,550円	256,150円	303,550円

（注）経験年数とは、学校卒業後すぐに市に採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

- ⑥ ラスパイレス指数の状況（平成31年4月1日現在）

成田市	千葉県内市平均	全国市平均
100.9	100.9	98.9

ラスパイレス指数とは、国家公務員（一般行政職）の給料水準を100とした場合の各地方公共団体の給料水準を示すものです。

- ⑦ 諸手当の状況

職員には給料および職員手当が支給されますが、代表的な職員手当の内容は次の通りです。期末手当および勤勉手当は民間のボーナスに相当する手当であり、地域手当は地域の民間賃金水準を適切に反映できるようにするために支給する手当です。

（令和2年4月1日現在）

区 分	成 田 市	国
住居手当	○借家の場合 （家賃16,000円を超える場合に限り） 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	○借家の場合 （家賃16,000円を超える場合に限り） 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期代など全額支給 ○乗用車などを使用する場合 交通用具および使用距離に応じて支給 ①自転車 2,000円～5,000円（10km以上一律） ②原動機付自転車など 2,000円～20,900円（40km以上一律） ③普通自動車など 5,500円～64,300円（100km以上一律）	○電車・バスを利用する場合 定期代などに応じて1ヵ月当たり55,000円を限度に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円から31,600円を支給

◇ 扶養手当額、期末手当および勤勉手当の支給割合ならびに退職手当の支給率は国と同じです。

扶養手当	○配偶者及び父母等 6,500 円 (行政職給料表 9 級及び医療職給料表 4 級の職員については 3,500 円)	
	○子 10,000 円 ○満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 (16~22 歳の子は 1 人 5,000 円 加算)	
期末手当 勤勉手当	(令和 2 年度支給割合)	
		期末手当 勤勉手当
	6 月期 1.30 月分 0.95 月分 12 月期 1.30 月分 0.95 月分 合計 2.60 月分 1.90 月分	
退職手当	[支給率]	自己都合 勸奨・定年
	勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分	
	勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分	
	勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分	
	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
○そのほかの加算措置 定年前早期退職特例措置 (成田市 2%~20%加算・国 2~45%)		
○1 人当たりの平均支給額 10,549 千円		

(注) 退職手当の 1 人当たりの平均支給額は、令和元年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

地域手当	支給対象地域	成田市全域	
	支給率	13% (国の制度 15%)	
	令和 2 年度支給対象職員数	1,264 人	
	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	469,533 円	

特殊勤務手当 (令和元年度決算)	職員全体に占める手当支給職員の割合		27.6%
	支給職員 1 人当たり平均支給年額		19,174 円
	手当の種類 (手当数)		16 種類
	代表的な手当 の名称	支給額の多い手当	救急等出動手当, 機関員業務手当, 保健福祉業務手当, 高所等作業手当, 建築主事業務手当
多くの職員に支給さ れている手当		救急等出動手当, 機関員業務手当, 保健福祉業務手当, 税徴収等手当, 高所等作業手当	

時間外勤務手当 (決算)	令和元年度	支給実績	541,885 千円
		職員 1 人当たり平均支給年額	403 千円 (470 千円)
	平成 30 年度	支給実績	506,545 千円
		職員 1 人当たり平均支給年額	374 千円 (438 千円)

(注) () 内は、支給対象職員 1 人当たり平均支給年額

4. 特別職の報酬などの状況

特別職の給料および議員の報酬の月額は、「成田市特別職報酬等審議会」の答申を受けて、「特別職の職員の給与に関する条例」などで次の通り定められています。現在の報酬などの月額は平成10年4月1日（市長は平成6年4月1日）から適用されています。

(令和2年4月1日現在)

区 分	報酬などの月額	期 末 手 当
市 長	930,000 円	(令和2年度支給割合) 6月期 2.25月分 12月期 2.25月分 合 計 4.50月分
副 市 長	800,000 円	
教 育 長	740,000 円	
議 長	530,000 円	
副 議 長	490,000 円	
議 員	470,000 円	

(注) 市長、副市長および教育長の給料月額は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間において、10%に相当する額を減額。また、議長、副議長および議員の報酬月額は、令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間において、10%に相当する額を減額。

5. 勤務時間その他の勤務条件の状況

① 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、原則として次の通りです。

勤務時間	休憩時間
午前8時30分～午後5時15分	正午～午後1時

※ 公務の運営上の事由により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員（消防職員など）は、特別の勤務時間の割り振りを定めています。

② 休暇などの状況

ア 休暇などの種類

種 類	内 容
年次有給休暇	1年度ごとに20日付与されます。残日数は翌年度に限り繰り越すことができます。
病 気 休 暇	負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に承認される休暇です。
特 別 休 暇	特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合に承認される休暇です。
介 護 休 暇	配偶者または2親等以内の親族などの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に承認される休暇です。
育児短時間勤務	職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて短時間勤務をすることができます。

イ 年次有給休暇の取得状況

対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得数	消化率
A	B	C	C/A	C/B
799人	29,917日	9,663.5日	12.1日	32.3%

(注) 1 対象職員数とは、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの全期間を在職した市長事務局の職員をいい、当該期間中に中途に採用された者および退職した者ならびに育児休業または休職などの事由のある職員を除きます。

2 総付与日数とは、平成31年4月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越日数を含む。）を合計したものです。

ウ 育児短時間勤務の取得状況

種類	令和元年度取得者数（人）		
	男性職員	女性職員	合計
育児短時間勤務	0（0）	7（6）	7（6）

（注）（ ）内の数は、令和元年度において新たに承認を受けた職員の人数です。

6. 休業の状況

①休業の種類

種類	内容
育児休業	職員が3歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができます。
部分休業	職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができます。
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするため、承認を受けて職務に従事しないことができます。

②休業の取得状況

種類	令和元年度取得者数（人）		
	男性職員	女性職員	合計
育児休業	5（4）	53（22）	58（26）
部分休業	1（1）	20（5）	21（6）
配偶者同行休業	0（0）	0（0）	0（0）

（注1）（ ）内の数は、令和元年度において新たに承認を受けた職員の人数です。

（注2）自己啓発等休業については実績がありませんでした。

7. 令和元年度分限および懲戒処分の状況

① 分限処分の状況

処分の種類	降任	免職	休職	降給
職員数（人）	0	0	16	0

(注) 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分で、公務能率の維持を目的としてなされます。

② 懲戒処分の状況

処分の種類	免職	停職	減給	戒告
職員数（人）	0	0	0	0

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

8. サービスの状況

① サービス規律の確保に関する取り組み（令和元年度）

時期	内容	発信者
令和元年 6 月	職員の綱紀保持の徹底について	副市長
令和元年 12 月	職員の綱紀保持の徹底について	副市長
令和元年 12 月	公務員倫理研修（主査級対象）	企画政策部長
令和 2 年 1 月	公務員倫理研修（係長・管理職対象）	企画政策部長

② 営利企業等従事制限に係る許可の状況（令和元年度）

申請件数	承認件数	事由
85件	85件	地域の共同活動組織及び活動調査指導員など

9. 退職管理の状況

地方公務員法が一部改正され、再就職した元職員による働きかけの規制等が規定されました。本市においても、再就職情報の届出等を定めた成田市職員の退職管理に関する条例を制定し、職員の退職管理の適正を確保する取組を行っています。

在職時に部長級及び課長職に就いていた元職員から届出のあった再就職情報の件数は、15件（平成30年度及び令和元年度退職者を合わせた件数）です。

退職管理の状況については、市ホームページでも公表しています。

<http://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page052300.html>

10. 研修の状況

① 研修の実施状況（令和元年度）

ア 一般研修

同じ階層に属する職員に共通の研修内容を一定の場所で一時期に行う集合研修です。多数の職員が知識を体系的に学び、相互啓発の機会が得られ、市の実情に応じた研修ができるものです。

研修の名称	受講者数（人）
新規採用職員第1次研修	61
新規採用職員第2次研修	37
中級職員研修	56

イ 特別研修

各行政分野において、職務遂行能力や技術を高め、より高度で、新しい専門的知識を習得するために行う研修です。

研修の名称	受講者数（人）
接遇研修	44
法制執務研修	30
公務員倫理研修	106
新任係長研修	25
ハラスメント防止研修	56
女性活躍推進研修	124

ウ 派遣研修

専門的な内容について、効率的な研修を実施するため、外部研修機関などに職員を派遣して実施する研修です。

研修の名称	受講者数（人）
自治大学校	4
市町村職員中央研修所	17
千葉県自治研修センター	122
印旛郡市広域市町村圏事務組合	142
全国建設研修センター	9
消防大学校	2
千葉県消防学校	22
救急救命研修所	2
千葉県派遣研修	2
観光庁派遣研修	1
内閣府派遣研修	1
各課専門実務研修等	318

1 1. 職員の福祉および利益の保護の状況

地方公務員法は、職員の福利厚生を図る制度として、共済制度（地方公務員法第43条）、厚生制度（地方公務員法第42条）を定め、また、これらとは別に公務災害補償制度（地方公務員法第45条）を定めています。

① 福利厚生制度の状況

ア 共済組合

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、千葉県市町村職員共済組合が行っています。その費用は職員の掛金と市の負担金で賄われており、その内容は、短期給付事業（健康保険関係）、長期給付事業（年金保険関係）および福祉事業（健康診査事業など）です。

イ 職員互助会

職員の厚生制度は、地方公務員法において職員の福利厚生について計画し、実施することが義務付けられていることから、本市では成田市職員互助会が、市に代わり職員の保健、元気回復そのほか厚生に関する事業を行っています。その費用は職員の掛金と市の補助金で賄われており令和元年度の職員互助会歳出決算額は22,971,076円で、市からの補助金は7,115,200円でした。

② 安全衛生管理の状況

職員の健康の保持増進のため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断などを行っています。

○ 令和元年度

健康診断などの名称	受診者・受講者数（人）
定期健康診断	702
腰痛・頸肩腕障害検診	26
B型肝炎予防接種	（延べ）145
ストレスチェック	1579
健康管理講習会	225

③ 公務災害補償の状況

職員が公務上の災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡）または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員およびその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とします。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがあります。

令和元年度の認定件数は、4件（公務災害3件、通勤災害1件）でした。

1 2. 公平委員会に関する事項

令和元年度において、本市職員が公平委員会に対し行った勤務条件に関する措置の要求および不利益処分についての審査請求は次のとおりです。

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分についての審査請求	0